

第 2 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
報告第 3 号	専決処分事項の報告の件 (令和 4 年度敦賀市一般会計補正予算(第 1 3 号))	1
報告第 4 号	専決処分事項の報告の件 (令和 5 年度敦賀市一般会計補正予算(第 1 号))	4 1
報告第 5 号	専決処分事項の報告の件 (令和 5 年度敦賀市一般会計補正予算(第 2 号))	5 9
報告第 6 号	専決処分事項の報告の件 (敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	7 3
報告第 7 号	専決処分事項の報告の件 (敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例)	8 1
報告第 8 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	8 5

報 告 第 3 号

専決処分事項の報告の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 2 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 5 号

市長専決処分の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 専決

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和４年度敦賀市一般会計補正予算（第１３号）

令和４年度敦賀市の一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１,０２４,８８８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５,８９２,９５７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加及び変更は、「第２表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の変更は、「第３表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 配当割交付金		40,000	28,298	68,298
	5 配当割交付金	40,000	28,298	68,298
15 株式等譲渡所得割交付金		30,000	29,970	59,970
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000	29,970	59,970
17 法人事業税交付金		100,000	113,810	213,810
	5 法人事業税交付金	100,000	113,810	213,810
18 地方消費税交付金		1,450,000	191,587	1,641,587
	5 地方消費税交付金	1,450,000	191,587	1,641,587
27 地方特例交付金		70,000	2,017	72,017
	10 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,017	2,017
30 地方交付税		2,042,105	202,082	2,244,187
	5 地方交付税	2,042,105	202,082	2,244,187
42 国庫支出金		7,572,969	△138,027	7,434,942
	10 国庫補助金	5,003,863	△138,027	4,865,836
45 県支出金		3,581,664	△77,828	3,503,836
	10 県補助金	1,380,674	△77,828	1,302,846
48 財産収入		26,992	18,584	45,576
	10 財産売払収入	3,982	18,584	22,566
51 寄 附 金		8,506,731	248,811	8,755,542
	5 寄 附 金	8,506,731	248,811	8,755,542
54 繰 入 金		2,062,492	△270,730	1,791,762
	5 繰 入 金	2,062,492	△270,730	1,791,762
57 繰 越 金		1,345,837	635,983	1,981,820
	5 繰 越 金	1,345,837	635,983	1,981,820
60 諸 収 入		1,829,480	40,331	1,869,811
	25 雑 入	1,284,796	40,331	1,325,127
歳 入 合 計		44,868,069	1,024,888	45,892,957

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総 務 費		11,976,044	1,303,459	13,279,503
	5 総務管理費	11,416,197	1,300,864	12,717,061
	15 戸籍住民基本台帳 費	142,402	2,595	144,997
9 民 生 費		11,487,574	△180,933	11,306,641
	5 社会福祉費	5,795,434	△164,633	5,630,801
	10 児童福祉費	5,027,991	△16,300	5,011,691
21 商 工 費		2,776,592	△20,397	2,756,195
	5 商 工 費	2,776,592	△20,397	2,756,195
24 土 木 費		4,535,667	343	4,536,010
	10 道路橋りょう費	954,532	343	954,875
30 教 育 費		4,105,742	2,196	4,107,938
	25 社会教育費	1,025,825	1,218	1,027,043
	30 保健体育費	546,456	978	547,434
33 災害復旧費		484,435	△79,780	404,655
	5 農林水産施設災害 復旧費	378,455	△79,780	298,675
歳 出 合 計		44,868,069	1,024,888	45,892,957

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 民生費	5 社会福祉費	障害者福祉施設 改修事業	7,504
12 衛生費	5 保健衛生費	斎苑管理運営費	2,288
21 商工費	5 商工費	金ヶ崎周辺等 デザイン計画策定事業	1,714
24 土木費	25 都市計画費	用途地域等見直し事業	9,570

2 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
33 災害復旧費	5 農林水産施設 災害復旧費	林業施設 災害復旧事業	298,768	217,240

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 変 更 (単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
店 舗 等 魅 力 向 上 支 援 業 務 委 託 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	488,000	令 和 5 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	508,908

1 総括

歲入歲出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 12 配当割交付金
(項) 5 配当割交付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
12		配当割交付金	40,000	28,298	68,298
	5	配当割交付金	40,000	28,298	68,298
	3	配当割交付金	40,000	28,298	68,298
15		株式等譲渡所得割交付金	30,000	29,970	59,970
	5	株式等譲渡所得割交付金	30,000	29,970	59,970
	3	株式等譲渡所得割交付金	30,000	29,970	59,970
17		法人事業税交付金	100,000	113,810	213,810
	5	法人事業税交付金	100,000	113,810	213,810
	3	法人事業税交付金	100,000	113,810	213,810
18		地方消費税交付金	1,450,000	191,587	1,641,587
	5	地方消費税交付金	1,450,000	191,587	1,641,587
	3	地方消費税交付金	1,450,000	191,587	1,641,587
27		地方特例交付金	70,000	2,017	72,017
	10	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,017	2,017
	3	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	2,017	2,017
30		地方交付税	2,042,105	202,082	2,244,187
	5	地方交付税	2,042,105	202,082	2,244,187
	3	地方交付税	2,042,105	202,082	2,244,187
42		国庫支出金	7,572,969	△138,027	7,434,942
	10	国庫補助金	5,003,863	△138,027	4,865,836
	3	総務費国庫補助金	177,265	1,727	178,992

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 配当割交付金	28,298	1 配当割交付金
5 株式等譲渡所得割交付金	29,970	1 株式等譲渡所得割交付金
5 法人事業税交付金	113,810	1 法人事業税交付金
5 地方消費税交付金	191,587	1 地方消費税交付金
5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,017	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金
5 地方交付税	202,082	1 特別交付税
10 戸籍住民基本台帳費補助金	1,727	1 個人番号カード等関連事務費補助金

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	6	民生費国庫補助金	1,928,448	△168,300	1,760,148
	18	商工費国庫補助金	630,963	28,546	659,509
45		県支出金	3,581,664	△77,828	3,503,836
	10	県補助金	1,380,674	△77,828	1,302,846
	27	災害復旧費県補助金	267,291	△77,828	189,463
48		財産収入	26,992	18,584	45,576
	10	財産売払収入	3,982	18,584	22,566
	3	不動産売払収入	3,981	18,584	22,565
51		寄 附 金	8,506,731	248,811	8,755,542
	5	寄 附 金	8,506,731	248,811	8,755,542
	30	ふるさと納税寄附金	8,500,000	248,811	8,748,811
54		繰 入 金	2,062,492	△270,730	1,791,762
	5	繰 入 金	2,062,492	△270,730	1,791,762
	3	基金繰入金	2,047,283	△270,730	1,776,553
57		繰 越 金	1,345,837	635,983	1,981,820
	5	繰 越 金	1,345,837	635,983	1,981,820
	3	繰 越 金	1,345,837	635,983	1,981,820
60		諸 収 入	1,829,480	40,331	1,869,811
	25	雑 入	1,284,796	40,331	1,325,127
	15	雑 入	1,280,179	40,331	1,320,510

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費 補助金	△152,000	1 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金	△81,500
		2 非課税世帯等緊急支援給付金給付事業費補助金	△70,500
10 児童福祉費 補助金	△16,300	1 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	
5 商工費補助 金	28,546	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (1)中小企業者事業継続支援給付金交付金	
5 農林水産施 設災害復旧 費補助金	△77,828	1 林業施設災害復旧事業費補助金	
5 土地売払収 入	18,584	1 土地売払収入	
5 ふるさと納 税寄附金	248,811	1 ふるさと納税寄附金	
40 公共施設等 総合管理基 金繰入金	△270,730	1 公共施設等総合管理基金繰入金	
5 繰 越 金	635,983	1 繰越金	
90 雑 入	40,331	1 宝くじ収益配当金	

3 歳 出

(款) 6 総 務 費
(項) 5 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			総 務 費	11,976,044	1,303,459	13,279,503	572,517	730,942
	5		総務管理費	11,416,197	1,300,864	12,717,061	570,790	730,074
		3	一般管理費	1,154,943	3,322	1,158,265		3,322
		15	財産管理費	228,518	1,093,318	1,321,836		1,093,318
		18	企 画 費	8,723,270	204,224	8,927,494	寄附金 570,790	△366,566

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	3,322	1 職員給与費（一般職） 職員手当等	△3,200 (△3,200)
		2 退職手当費（一般職） 職員手当等	6,682 (6,682)
		3 退職手当費（会計年度任用職） 職員手当等	1,834 (1,834)
		4 会計年度任用職員給与費 職員手当等	△1,994 (△1,994)
24 積立金	1,093,318	1 減債基金積立金 積立金	700,000 (700,000)
		2 職員退職手当基金積立金 積立金	△6,682 (△6,682)
		3 公共施設等総合管理基金積立金 積立金	400,000 (400,000)
8 旅 費	118	1 ふるさと納税事業費 旅費	△366,566 (118)
11 役 務 費	△14,871	役務費	(△14,871)
		委託料	(△273,211)
12 委 託 料	△273,211	負担金補助及び交付金	(△78,602)
18 負担金補助 及び交付金	△78,602	2 ふるさと応援基金積立金 積立金	570,790 (570,790)
24 積立金	570,790		

(款) 6 総務費
(項) 15 戸籍住民基本台帳費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	15		戸籍住民基本台帳費	142,402	2,595	144,997	1,727	868
		3	戸籍住民基本台帳費	136,738	2,595	139,333	国庫支出金 1,727	868

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	868	1 会計年度任用職員給与費 職員手当等	868 (868)
7 報 償 費	1,727	2 個人番号カード普及推進事業費 報償費	1,727 (1,727)

(款) 9 民生費
(項) 5 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			民 生 費	11,487,574	△180,933	11,306,641	△180,933	
	5		社会福祉費	5,795,434	△164,633	5,630,801	△164,633	
		21	福祉総合センター費	107,775	△12,633	95,142	繰入金 △12,633	
		30	臨時特別給付金給付費	162,000	△81,500	80,500	国庫支出金 △81,500	
		33	緊急支援給付金給付費	367,000	△70,500	296,500	国庫支出金 △70,500	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	△12,633	1 福祉総合センター改修事業費 工事請負費	△12,633 (△12,633)
18 負担金補助 及び交付金	△81,500	1 非課税世帯等臨時特別給付金 負担金補助及び交付金	△81,500 (△81,500)
18 負担金補助 及び交付金	△70,500	1 非課税世帯等緊急支援給付金 負担金補助及び交付金	△70,500 (△70,500)

(款) 9 民 生 費
(項) 10 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	10	児童福祉費	5,027,991	△16,300	5,011,691	△16,300	
	36	子育て世帯 生活支援特 別給付金給 付費	76,038	△16,300	59,738	国庫支出金 △16,300	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△16,300	1 子育て世帯生活支援特別給付金 負担金補助及び交付金	△16,300 (△16,300)

(款) 21 商工費
(項) 5 商工費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
21			商 工 費	2,776,592	△20,397	2,756,195		△20,397
	5		商 工 費	2,776,592	△20,397	2,756,195		△20,397
		6	商工業振興 費	1,942,955	△22,184	1,920,771		△22,184
		9	観 光 費	379,412	1,787	381,199		1,787

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△22,184	1 店舗等魅力向上支援事業費 委託料	△22,184 (△22,184)
3 職員手当等	1,787	1 職員給与費 職員手当等	1,787 (1,787)

(款) 24 土 木 費
(項) 10 道路橋りょう費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
24			土 木 費	4,535,667	343	4,536,010		343
	10		道路橋りょう費	954,532	343	954,875		343
		6	道路新設改良費	389,391	343	389,734		343

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	343	1 職員給与費 職員手当等	343 (343)

(款) 30 教育費
(項) 25 社会教育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
30			教 育 費	4,105,742	2,196	4,107,938		2,196
	25		社会教育費	1,025,825	1,218	1,027,043		1,218
		3	社会教育総務費	111,612	686	112,298		686
		30	プラザ萬象費	94,592	244	94,836		244
		33	博物館費	75,334	288	75,622		288

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	686	1 会計年度任用職員給与費 職員手当等	686 (686)
3 職員手当等	244	1 会計年度任用職員給与費 職員手当等	244 (244)
3 職員手当等	288	1 職員給与費 職員手当等	288 (288)

(款) 30 教育費
(項) 30 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	30		保健体育費	546,456	978	547,434	978
		3	体育総務費	70,299	690	70,989	690
		12	運動公園管理費	329,232	288	329,520	288

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	690	1 職員給与費 職員手当等	494 (494)
		2 会計年度任用職員給与費 職員手当等	196 (196)
3 職員手当等	288	1 職員給与費 職員手当等	288 (288)

(款) 33 災害復旧費
(項) 5 農林水産施設災害復旧費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
33			災害復旧費	484,435	△79,780	404,655	△77,828	△1,952
	5		農林水産施設災害復旧費	378,455	△79,780	298,675	△77,828	△1,952
		9	林業施設災害復旧費	354,455	△79,780	274,675	県支出金 △77,828	△1,952

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	△79,780	1 林業施設災害復旧事業費 工事請負費	△79,780 (△79,780)

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(328) 人 847	244,729	2,376,917	1,425,523	4,047,169	756,352	4,803,521	
補正前	(328) 847	244,729	2,376,917	1,417,007	4,038,653	756,352	4,795,005	
比 較	(0) 0	0	0	8,516	8,516	0	8,516	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補正後	499,157	288,215	274,002	45,652	29,314	75,548	1,074
	補正前	499,157	288,215	274,002	45,652	29,314	75,548	1,074
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補正後	2,795	32,730	2,185	173,246	1,605		1,425,523
	補正前	2,795	32,730	2,185	164,730	1,605		1,417,007
	比 較	0	0	0	8,516	0		8,516

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	510 ^人		1,686,441	1,224,692	2,911,133	555,892	3,467,025	
補 正 前	510		1,686,441	1,218,010	2,904,451	555,892	3,460,343	
比 較	0		0	6,682	6,682	0	6,682	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	339,275	288,215	253,506	45,652	20,105	75,548	1,074
	補 正 前	339,275	288,215	253,506	45,652	20,105	75,548	1,074
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特別勤務手当	退職手当	地域手当		計
	補 正 後	1,782	32,730	2,185	163,015	1,605		1,224,692
	補 正 前	1,782	32,730	2,185	156,333	1,605		1,218,010
	比 較	0	0	0	6,682	0		6,682

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(328) 人 337	244,729	690,476	200,831	1,136,036	200,460	1,336,496	
補 正 前	(328) 337	244,729	690,476	198,997	1,134,202	200,460	1,334,662	
比 較	(0) 0	0	0	1,834	1,834	0	1,834	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	退職手当		計
	補 正 後	159,882	20,496	9,209	1,013	10,231		200,831
	補 正 前	159,882	20,496	9,209	1,013	8,397		198,997
	比 較	0	0	0	0	1,834		1,834

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	—	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	—		
職員手当	8,516	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	8,516		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他
店 舗 等 魅 力 向 上 料 支 援 業 務 委 託 料	508,908			令和 5 年度 から 令和 8 年度 まで	508,908	235,000			253,000
									20,908

報 告 第 4 号

専決処分事項の報告の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 2 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 6 号

市長専決処分の件

令和 5 年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 1 3 日 専決

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和５年度敦賀市一般会計補正予算（第１号）

令和５年度敦賀市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７０,６６９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７,９２９,８４７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
42 国庫支出金		5,554,820	70,669	5,625,489
	10 国庫補助金	3,348,725	70,669	3,419,394
歳 入 合 計		37,859,178	70,669	37,929,847

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 民 生 費		10,543,043	70,669	10,613,712
	10 児童福祉費	4,593,996	70,669	4,664,665
歳 出 合 計		37,859,178	70,669	37,929,847

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
42			国庫支出金	5,554,820	70,669	5,625,489
	10		国庫補助金	3,348,725	70,669	3,419,394
		6	民生費国庫補助金	1,193,449	70,669	1,264,118

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 児童福祉費 補助金	70,669	1 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	3,069 67,600

3 歳 出

(款) 9 民 生 費
(項) 10 児 童 福 祉 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			民 生 費	10,543,043	70,669	10,613,712	70,669	
	10		児童福祉費	4,593,996	70,669	4,664,665	70,669	
		36	子育て世帯 生活支援特 別給付金給 付費	0	70,669	70,669	国庫支出金 70,669	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,000	1 子育て世帯生活支援特別給付金事務費	3,069
		職員手当等	(1,000)
10 需 用 費	238	需用費	(238)
		役務費	(456)
11 役 務 費	456	委託料	(1,375)
		2 子育て世帯生活支援特別給付金	67,600
12 委 託 料	1,375	負担金補助及び交付金	(67,600)
18 負担金補助 及び交付金	67,600		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(322) 人 858	248,519	2,507,942	1,282,185	4,038,646	796,828	4,835,474	
補正前	(322) 858	248,519	2,507,942	1,281,185	4,037,646	796,828	4,834,474	
比 較	(0) 0	0	0	1,000	1,000	0	1,000	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補正後	569,826	309,657	211,231	47,190	29,979	75,822	1,083
	補正前	569,826	309,657	210,231	47,190	29,979	75,822	1,083
	比 較	0	0	1,000	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	地域手当			計
	補正後	2,895	32,430	421	1,651			1,282,185
	補正前	2,895	32,430	421	1,651			1,281,185
	比 較	0	0	0	0			1,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	530 ^人		1,787,462	1,068,192	2,855,654	584,383	3,440,037	
補 正 前	530		1,787,462	1,067,192	2,854,654	584,383	3,439,037	
比 較	0		0	1,000	1,000	0	1,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	382,532	309,657	194,695	47,190	20,832	75,822	1,083
	補 正 前	382,532	309,657	193,695	47,190	20,832	75,822	1,083
	比 較	0	0	1,000	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	地域手当			計
	補 正 後	1,879	32,430	421	1,651			1,068,192
	補 正 前	1,879	32,430	421	1,651			1,067,192
	比 較	0	0	0	0			1,000

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(322) 人 328	248,519	720,480	213,993	1,182,992	212,445	1,395,437	
補 正 前	(322) 328	248,519	720,480	213,993	1,182,992	212,445	1,395,437	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当			計
	補 正 後	187,294	16,536	9,147	1,016			213,993
	補 正 前	187,294	16,536	9,147	1,016			213,993
	比 較	0	0	0	0			0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	1,000	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	1,000	

報 告 第 5 号

専決処分事項の報告の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 2 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 7 号

市長専決処分の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 2 4 日 専決

敦賀市長 渕 上 隆 信

令和５年度敦賀市一般会計補正予算（第２号）

令和５年度敦賀市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，１３０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７，９３４，９７７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
57 繰越金		10	5,130	5,140
	5 繰越金	10	5,130	5,140
歳 入 合 計		37,929,847	5,130	37,934,977

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 総 務 費		7,882,921	5,130	7,888,051
	5 総務管理費	7,229,756	5,130	7,234,886
歳 出 合 計		37,929,847	5,130	37,934,977

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歲出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 57 繰越金
(項) 5 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
57			繰越金	10	5,130	5,140
	5		繰越金	10	5,130	5,140
		3	繰越金	10	5,130	5,140

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	5,130	1 繰越金

3 歳 出

(款) 6 総務費
(項) 5 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			総 務 費	7,882,921	5,130	7,888,051		5,130
	5		総務管理費	7,229,756	5,130	7,234,886		5,130
		3	一般管理費	1,041,434	5,130	1,046,564		5,130

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	5,130	1 退職手当費（特別職） 職員手当等	5,130 (5,130)

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給 率(月分))	そ の 他 当 の 手 当	計		
補 正 後	長 等	4 人		36,936	12,190 (3.3)	25,026	74,152	9,108	83,260
	議 員	24	145,380				145,380	37,508	182,888
	その他の 特 別 職	698	26,242				26,242		26,242
	計	726	171,622	36,936	12,190	25,026	245,774	46,616	292,390
補 正 前	長 等	4		36,936	12,190 (3.3)	19,896	69,022	9,108	78,130
	議 員	24	145,380				145,380	37,508	182,888
	その他の 特 別 職	698	26,242				26,242		26,242
	計	726	171,622	36,936	12,190	19,896	240,644	46,616	287,260
比 較	長 等	0		0	0 (0.0)	5,130	5,130	0	5,130
	議 員	0	0				0	0	0
	その他の 特 別 職	0	0				0		0
	計	0	0	0	0	5,130	5,130	0	5,130

報 告 第 6 号

専決処分事項の報告の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和5年敦賀市条例第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 2 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 3 号

市長専決処分の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 9 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和 25 年敦賀市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 4 中「第 5 号の 15 様式」の次に「又は第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 32 条の 6 第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 32 条の 7 第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 85 条第 1 項及び第 5 項並びに第 88 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

第 151 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 171 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改める。

第 171 条の 2 中「第 172 条の 2」を「第 172 条の 2 第 1 項」に改める。

第 172 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附

則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項を次のように改める。

24 法附則第15条の9の3第1項に規定する敦賀市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合
合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１５条の２を削る。

附則第１５条の２の２を附則第１５条の２とする。

附則第１５条の６第３項を削る。

附則第１６条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア（ウ）a中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の9第1項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第18条の6中「第171条第1項」を「第171条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第18条の7から第19条まで、第20条の2、第20条の4、第21条及び第23条の規定中「第171条第1項の」を「第171条の」に改める。

附則第29条第1項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度分」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定す

る特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の敦賀市市税賦課徴収条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第5条 新条例第151条第3項、第171条第1項及び第172条の2第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 第 7 号

専決処分事項の報告の件

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例（令和5年敦賀市条例第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 2 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 4 号

市長専決処分の件

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 3 1 日 専決

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 10 号

敦賀市介護保険条例の一部を改正する条例

敦賀市介護保険条例（平成 12 年敦賀市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 4 年度分」に、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

報 告 第 8 号

専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 5 月 22 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 8 号

市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 2 4 日 専決

敦賀市長 渕 上 隆 信

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金 5 1 , 2 6 0 円

3 事故の態様

令和5年2月3日午後3時10分ごろ、敦賀市山泉80号9番地の64地先において、市職員の運転する公用車が右折した際、相手方所有の擁壁に接触した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。